

1) 2023.12.21 公表の日本監査役協会による「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（改定版）について

- ①公益社団法人日本監査役協会（以降「監査役協会」）は、2015年11月に「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を公表し、その後2017年3月に「監査法人のガバナンス・コード」の制定を受けた改定を行った。今般、2021年11月に「監査に関する品質管理基準」の改訂がなされたことを受けて、再度本実務指針の改定を行い、2023年12月21日に公表した。（以降「実務指針（改定版）」）
- ②改訂品質管理基準では、リスク・アプローチに基づく品質管理システムが導入されており、品質管理システムの項目ごとに達成すべき品質目標を設定し、当該品質目標の達成を阻害するリスクを識別して評価を行い、評価したリスクに対処するための方針又は手続を定め、これを実施することを求めている。本実務指針（改定版）も、かかる品質管理基準の改訂を受けて、会計監査人の評価及び選定に当たり、必要と考えられる項目について修正を行っている。
- ③改定に際しては、会計委員会が検討を行った。委員長は塩谷公明・三井物産常勤監査役、専門員は弥永真生・明大専門職大学院教授と結城秀彦・日本公認会計士協会常務理事の2人で、その他6人の委員と4人の監査役協会の事務局員を加えて構成されていた。
- ④改定に関しては、改訂品質管理基準への対応に加え、監査上の主要な検討事項（KAM）の導入、倫理規則の改訂、公認会計士法改正による上場会社監査に関する登録制の導入、上場会社の監査事務所に対する監査法人のガバナンス・コードの受入れによる監査事務所の情報開示の充実等、前回改定以降の法規範及び日本公認会計士協会による各種実務指針、並びに当協会公表物等の改定内容を踏まえた修正を行い、評価項目の充実を図った。
- ⑤実務指針（改訂版）の構成は、第1部「会計監査人の評価基準策定に関する実務指針」として、7つの評価基準項目例が明示されている。監査法人の品質管理、監査チーム、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、グループ監査、不正リスクである。第2部「会計監査人の選定基準策定に関する実務指針」として、3つの選定基準項目例が明示されている。監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬見積額である。付録として、「会計監査人の評価基準項目例の時系列表示」、「監査調書例」、「用語解説」などが付記されている。
- ⑥我が監査懇話会の確認書委員会との関連では、「監査役職務確認書」のⅢ-3項「会計監査人の選任等・会計監査人の報酬等についての確認」（26ページ）について、実務指針（改定版）が今後全般的に影響する可能性がある。また、「企業集団内部統制確認書」のⅤ項「会計監査人との連携」の「監査のポイント10（親会社と子会社・関係会社の会計監査人が異なる場合）」（16ページ）について、実務指針（改定版）の第1部「第6グループ監査」の評価項目6-1「海外のネットワーク・ファーム又はその他の監査人とのコミュニケーション」の中の「基本項目」と「関連する確認・留意すべき事項」（29～30ページ）が役に立つと思われる。
- ⑦なお、本「実務指針（改定版）」の詳細については、下記のURLを参照されたい。ここでは、監査役協会の職員による動画での改定のポイント等の解説も閲覧可能である。

<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-10297/>

2) 2023.12.14 公表の日本弁護士連合会による「社外取締役ガイドライン 2023年改訂版」について

- ①日本弁護士連合会（以降「日弁連」）は、2013年2月に、弁護士及びその他の社外取締役候補者、社外取

締役を新たに選任する企業等を対象とした「社外取締役ガイドライン」を作成し、2015年3月及び2019年3月に改訂したが、このほど2023年12月14日に再改訂を行った。今回は、取締役の善管注意義務の法的分析・整理を踏まえ、大きく章立てから見直しが行われ、社外取締役の就任から退任までの役割等について、ベストプラクティスをコンパクトに取りまとめたものになっており、従来の版に比べ分かり易い構成になっている。

②就任後の具体的な活動指針が、以下の7段階の場面に分けて記載されている。1) 就任時、2) 取締役会時の職務、3) 取締役会外の活動、4) 特別な類型への対応、5) 監査等委員会設置会社における留意事項、6) その他社外取締役に期待される役割、7) 社外取締役の任期・退任。また、社外取締役の活動として、昨今の時流に相応して、新たに「ESG対応に関する社外取締役の役割」が明記されたことが特筆される。

③社外取締役や、社外取締役を迎え入れる企業等においては、広く参考になるガイドラインであるが、内容的に特に、注目すべき点を下記の通りまとめてみた。

1) 第8「社外取締役の善管注意義務」2項「社外取締役の責任」(1) 善管注意義務の水準 (52 ページ) ;

「社外取締役の善管注意義務の程度、他の取締役に対する監視義務の水準は、一般の取締役と異ならない。ただし、社外者であること、業務遂行に関与しない立場である事が考慮される。」と記載され、注記として、東京高裁判決（平成20年5月21日・ヤクルト本社事件）、及び最高裁判決（平成21年7月9日・日本システム技術事件）、及び大阪高裁判決（平成27年5月21日判時2279号96ページ）での「取締役会に対し内部統制システムを構築するよう助言・勧告すべき義務があるとし、義務違反を肯定した事例」等を挙げている。

2) 第1「社外取締役への就任」3項「専門性について」(1) 社外取締役と専門性 (9 ページ) ;

「①項；社外取締役が、以下のような分野に関する専門性を有し、それを活用することは、経営全般のモニタリングや他の取締役等に対するアドバイスを行うに当たって有用である。（中略）

ただし、弁護士・会計士・税理士・経営コンサルタント等の専門家が社外取締役に就任する場合、業務執行の監督者であることから、業務執行者が専門家から適切なアドバイスを受けているかどうかをモニタリングする職責を有していることに留意し、顧問等の会社の業務執行に関するアドバイザーとして業務執行に関与してはならない。」

3) 第2「取締役会」3項「ESG対応に関する社外取締役の役割」(20 ページ以降) ;

ESG経営に関する社外取締役の役割・視点に関しては、①ESG投資の現状とESG経営の達成とその開示への対応について、②ビジネスモデルのESG適合化について、の2つの項目に関して、社外の目線から企業活動全般についてESGの観点からのガバナンス構築、モニタリング等を行っていく事が好ましいと記載している。さらに、E（環境）、S（社会）、G（ガバナンス）について、それぞれのモニタリング項目を詳細に記載している。

4) その他、一読しておく必要ある項目として、以下を挙げておきたい。

- ・「社外取締役が取締役会議長を務める場合」(26 ページ)
- ・「上場子会社等における経営陣の指名・報酬」(38 ページ)
- ・「監査等委員会設置会社における留意事項」(46 ページ以降)
- ・「有価証券報告書等に対する虚偽記載の責任」(55 ページ)

④監査懇話会の第281回監査実務研究会（2024年1月25日）にて「社外取締役と監査役の役割・

職務について」と言うテーマで、有益な勉強会が催されたが、配布資料末尾の「参考資料」には本件の日弁連「社外取締役ガイドライン 2023 年改訂版」が明示されていなかったもので、今後この内容も包含され、

検討を進められることを提案しておきたい。

⑤なお、日弁連「社外取締役ガイドライン 2023 年改訂版」の詳細は、下記の URL を参照されたい。

<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/231214.html>

3) 2023. 12. 19 公表のSDG s 推進本部による「持続可能な開発目標 (SDG s) 実施指針改定版」について

- ①2015 年 9 月の国連総会で満場一致で、2030 年までにSDG s 達成を目指すことが採択され、これは「2030 アジェンダ」と呼ばれた。その中で、地球規模の行動のアジェンダとして、先進国や開発途上国も含む世界全体の普遍的な目標とターゲットが明記された。
- ②これを受けて、我が国では 2016 年（平成 28 年）5 月の閣議決定で、SDG s に係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、内閣に「SDG s 推進本部」を設置することになった。本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官と外務大臣、本部員は他の全ての国務大臣とし、機動的な連携を図るため、関係行政機関の職員で本部長の指定する官職により幹事会が構成された。本部と幹事会の庶務は内閣官房において処理されるものとされた。
- ③同年 12 月に同推進本部にて、SDG s 実施指針が策定、公表され、2019 年（令和元年）12 月に部分的な改定が行われた。SDG s 採択を受け、その後国内外の多様なステークホルダーによって様々な取り組みやルール形成の努力が続けられてきた。その過程で、我が国を含む国際社会全体の経済・社会活動の在り方は急速かつ大きく変容してきた。また、気候変動や感染症をはじめとする地球規模課題の深刻化に加え、ウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化等、SDG s 採択当時には想定されていなかった複合的危機に直面し、2030 年までのSDG s 達成に向けた進捗は大きな困難に直面してきた。
- ④かかる状況で、国際社会全体として、我が国が提唱する「人間の安全保障」の理念のもと、平和の持続と持続可能な開発を一体的に推進する事、また複合的危機に対する国際社会全体の強靱性を強化していく重要性を改めて強く示すものと認識された。更に、将来にわたってかかる取り組みを継続的に促進していく観点から、国家に加え、多様なステークホルダー、とりわけ若い世代の参画を確保することも重要とされた。
- ⑤岸田政権下において行われた、2023 年 9 月SDG s サミットにて、国際社会全体としてのSDG s 達成に向けた取り組みの加速化への強いコミットメントが確認され、我が国も、人口減少や少子高齢化が加速する中、多様性と包摂性のある社会を築き、またイノベーションを活かした社会課題の解決を通じて我が国自身の持続可能な発展と繁栄及び国際競争力の強化を実現していくため、強い決意をもって、SDG s 達成に向けた取り組みを強化し、加速するとともに、国際社会の努力に対しても最も効果的な形で貢献していく必要がある事を踏まえ、2023 年 12 月 19 日にSDG s 実施指針の改定を公表したものである。
- ⑥実施に当たっての指針として 5 つの重点事項を挙げている。1) 持続可能な経済・社会システムの構築、2) 「誰一人取り残さない」包摂社会の実現、3) 地球規模の主要課題への取組強化、4) 国際社会との連携・協働、5) 平和の持続と持続可能な開発の一体的推進、である。また、重点項目を着実に実施するために 12 種類に渉るステークホルダーへの期待される役割を規定している。ビジネス、ファイナンス、市民社会、消費者、公共的な活動を担う民間主体、労働組合、ジェンダー、ユース、教育機関、研究機関、地方自治体、議会である。
- ⑦なお、本件の {SDG s 実施指針改定版} の詳細については、下記の URL を参照されたい。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/jisshi_shishin_r051219.pdf

4) その他の最近のルール整備に関する動きは以下の通りである。

①2013. 12. 21 政府が国内投資拡大を図る政策パッケージを取りまとめた

- ・経団連が掲げる令和 9 年度の国内設備投資額 115 兆円の目標に、政府としても責任を持つ考えを表明し、11 府省庁による 205 件の施策が盛り込まれた政策パッケージを取りまとめた。その概要は、「柱 1：分野別の戦略投資促進」として、脱炭素技術・半導体とヘルスケア、「柱 2：横断的な取り組み」として、賃上げ促進と中堅企業やスタートアップ支援、「柱 3：グローバル市場を見据えた取り組み」として、資産運用立国の実現と企業統治改革推進である。脱炭素技術や半導体などの戦略分野向けの支援は加速される。
- ・国内投資を拡大していく上で、政府が特に重視しているのが国内の雇用や設備投資に積極的な「中堅企業」である。従来の大企業の内、常時雇用する従業員が 2 千人以下の企業を中堅企業と新たに位置付け、政府は 6 年度を「中堅企業元年」とし、中堅企業向けの支援策を強化する方針である。
- ・地域の雇用創出などを条件に設備投資や企業の合併・買収（M&A）を行った際に税優遇の対象とする方針である。

②1 月理事会報告 4 ページ 2) ⑨項の「その他の令和 6 年度与党税制改正大綱のメニュー」の内容

- ・「交際費の損金算入上限額の増額」・・・企業の飲食を伴う交際費について、経費（損金）として参入し法人税負担を減らすことが出来る上限額を現行の 1 人 1 回 5 千円から 1 万円に増額する。コロナ禍後の飲食業を支援する狙いがあり、また会食を通じて企業交流を活発にし、消費を押し上げる効果を期待している。
- ・「外形標準課税の適用拡大」・・・都道府県が「資本金 1 億円超」企業に課している外形標準課税の適用が拡大され、令和 7 年度から「資本金と資本剰余金の合計額が 10 億円超」の企業も課税対象になる。大企業が資本金を 1 億円以下に減資して税制上の中小企業になることで、課税逃れの動きを防ぐ狙いである。令和 4 年度に資本金を 1 億円以下に減資した企業は 1,235 社と前年度比約 3 割増加した。中でも、減資した分の資本金を会計上の操作で資本剰余金に移し替え、実際は大企業なのに課税逃れする企業が問題視されていたもの。外形標準課税は、資本の額や従業員に払った給与総額など企業の規模を示す「外形」に課税する法人事業税で、赤字でも納税する義務がある。
- ・「賃上げ促進税制の拡充」・・・物価上昇を上回る賃上げに対する期待が高まる中、大綱の大きな目玉として打ち出されたもの。当初、財務省は実効性に疑義ありとして、大幅拡充には慎重姿勢を示していたが、与党議員らの強い要望に「ほぼ満額回答」の拡充となった。拡充案の概要は以下の通り。

	現行	⇒	拡充案
＜大企業＞	賃上げ率・・・給与増加額の控除率		同左
	3%以上・・・15%		3%以上・・・10%
	4%以上・・・25%		4%以上・・・15%
			5%以上・・・20%
			7%以上・・・25%
	教育訓練費増で 5%上乗せ、最大控除 30%		女性活躍・子育て支援でも 5%上乗せ、 最大控除 35%
			＜中堅企業を新設＞ 3%以上・・・10%
			4%以上・・・25%
＜中小企業＞	1.5%以上・・・15%		1.5%以上・・・15%
	2.5%以上・・・30%		2.5%以上・・・30%
	教育訓練費増で 10%上乗せ、最大控除 40%		女性活躍・子育て支援でも 5%上乗せ、 最大控除 45%

- ・「戦略分野国内生産促進税制」の創設・・・企業の国内投資を促進し、稼ぐ力を高めるために、2 つ創設

される減税制度の1つである。戦略物資の国内生産に応じ、法人税負担を減らし、経済安全保障の観点からも特に重視されるもの。半導体のほか、電気自動車（EV）や、廃食油などが原料で環境負荷の少ない「持続可能な代替航空燃料（SAF）」などを対象に、生産・販売量によって10年間減税するもの。

- ・「イノベーションボックス税制」の創設・・・2つ目の新設減税制度で、特許や著作物を生み出した企業の税負担を減らすもの。この税制は先進7ヶ国では仏・英に続き3番目の創設となり、研究開発拠点としての立地競争力を高める狙いがある。令和6年4月以降に取得した特許料や著作権の譲渡所得とライセンス所得の30%について課税所得から差し引かれ、期間は令和7年度から7年間となる。
- ・「国内投資に消極的な企業への法人税引き上げ」議論・・・企業減税策が積みあがる中、自民党を中心に法人税を引き上げるべきとの意見も浮上している。法人実効税率は年々引き下げられ、現在は29.74%だが、企業の内部留保が増えるばかりで投資に回っていないとの指摘がある。自民の宮沢税調会長は、企業の投資減税について「原資は投資をしない企業に法人税で払ってもらうのが良い」と発言し、投資に後ろ向きな企業には負担を迫り、企業減税の効果を際立たせる狙いがある。経済界の反発も予想されるので、中長期の課題として議論を進めるものと思われる。

5) 参考

1月理事会報告の中で指摘された公開資料の詳細については、下記のURLを参照されたい。

- ①2023.9.11 公益社団法人・関西経済連合会「コーポレートガバナンスに関する提言」
<https://www.kankeiren.or.jp/material/230911ikensho1.pdf>
- ②2023.11.29 内閣官房・公正取引委員会「労務費の適切な転嫁の為の価格交渉に関する指針」
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231129_roumuheitenka.html
- ③2023.12.08 公正取引委員会・経済産業大臣「下請取引の適正化について」
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231208/nenmatuyousei.html>

6) 2023.12.6 実践コーポレートガバナンス研究会月例勉強会・元横河電機㈱取締役八木和則氏講演

「コーポレートガバナンスの領域での経験談～社外取締役としてどう考え、どう行動して来たか～」

- ・2001年に横河電機の取締役に就任され、2011年に退任された後、2023年までの12年間で、5社の現プライム市場企業の社外取締役・監査役を累計35期務められ、この間に指名委員会委員長や取締役会議長にも就任されるなど、CG改革の黎明期から取締役会の現場を経験され、社外取締役として何が出来て何が充分でなかったのかを、克明に解説頂く、非常に有益な事例発表の講演であり、意見交換の場であった。
- ・上記5社は、㈱横河ブリッジHLDGS 社外監査役、JSR㈱社外取締役、TDK㈱社外監査役・社外取締役、応用地質㈱社外取締役、双日㈱社外監査役。今回の配布資料は、講演レジュメ、テクニカルセンター会計情報2014.12「監査とその周辺」第5回、京都大学講演「CGの領域での経験談」の3種類あったが、講演録画公開も含めて、有料ベースであり、第3者への転送は禁じられた。以下興味ある発言のみ数例を紹介しておくが、社外取締役の立ち位置は「和して同ぜず」で「その漸を諫める」覚悟が必要とのこと。
- ・取締役会評価は取締役会の運営・機能の単なる評価ではなく、取締役会の実効性の向上に役立たせるものであるべき。TDKでは2014年～2020年まで7回実施し、3年に1回は外部評価し、取締役会へ報告。
- ・社外取締役の過半数がCGコードで要求される時代になったが、私見として社内5名以内+社外3名以上で社外が過半数でなくても抑止力は発揮できる。社内は(会長)、社長、CFO、CSO、CTO等。
- ・取締役会冒頭で社長から毎回、バッドニュースファーストで近況報告をしてもらった。取締役会事務局は社外取締役の議長としては重要な戦友で、旧態依然の監査役室よりもよく機能していた。以上。